

市内で頑張る農業者を応援します！ 菊川市農業用機械導入事業補助金のご案内

物価高騰により費用の増加を受けている認定農業者及び認定新規就農者の経営基盤の安定化及び強化を図り、菊川市における地域農業の担い手を確保するため、農業用機械の購入費用を補助します。

～補助金の概要～

✿対象となる方 次のすべての要件に該当する農業者

- 1 菊川市内に住所又は主たる事業所を有している者
- 2 菊川市の認定を受けている認定農業者又は認定新規就農者
- 3 市税を滞納していない者

✿補助対象事業

農畜産物の生産、集出荷及び調整に必要な農業用機械の購入

＜対象例＞

耕うん機、管理機、定植機、自走式草刈機、防除用機械、収穫調整用機械、
農畜産物保管用機械、家畜飼養管理機械、スマート農業用機械 など

✿補助率・額

補助対象経費から消費税を除いた額の10分の3以内(上限額30万円)

✿申請受付期限

令和8年1月30日(金)まで

※ただし、令和8年2月27日(金)までに事業を完了すること。

✿申請方法

以下の①～④を農林課へ提出(持参・郵送・メール等)

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④購入する機械の見積書及びカタログ



市ホームページから
ダウンロードできます

申請・問合せ先

〒439-8650 菊川市堀之内61番地
菊川市役所 農林課 農業振興係
電話:0537-35-0938
メール:nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp

